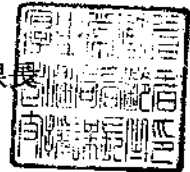


老高発0930第1号  
老老発0930第1号  
平成22年9月30日

都道府県  
各 指定都市 介護保険主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課長

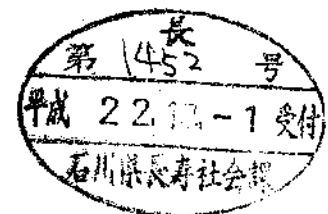


老人保健課長



「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」等の一部改正について

今般、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成十一年厚生省令第三十九号）、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」（平成十一年厚生省令第四十号）、「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成十一年厚生省令第四十一号）及び「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成十八年厚生労働省令第三十四号）の一部が平成22年9月30日に改正されることに伴い、関係通知の一部を別添のとおり改正することとしたので、御了知の上、管下市町村及び関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。



(別添)

- 1 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成十二年三月八日老企第四十号）」の一部改正  
別紙1のとおり改正する。
  
- 2 「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成十二年三月十七日老企第43号）」の一部改正  
別紙2のとおり改正する。
  
- 3 「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」（平成十二年三月十七日老企第44号）」の一部改正  
別紙3のとおり改正する。
  
- 4 「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成十二年三月十七日老企第45号）」の一部改正  
別紙4のとおり改正する。
  
- 5 「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平成十八年三月三十一日老計発 0331004 号・老振発第 0331004 号・老老発第 0331017 号）」の一部改正  
別紙5のとおり改正する。